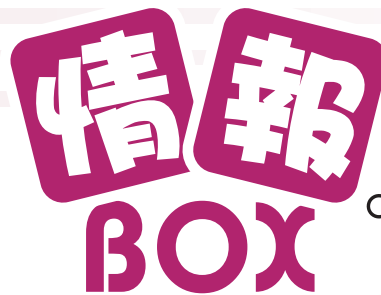


〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	松 枝 公 民 館	☎387-0156
	FAX 387-5816	総 合 会 館	☎387-8432
北 事 務 所	☎387-6266	福 社 会 館	☎387-1121
福祉健康センター	☎388-7171	子育て支援センター	☎387-2664
中央公民館 (町体育協会事務局)	☎388-3231	町社会福祉協議会	☎387-5332
教育文化課 学校教育担当	☎388-3926	児 童 館	☎388-0811
歴史民俗資料館	☎388-0161		



サラリーマンの確定申告

～申告書を自分で書いてみましょう～

税務課・岐阜南税務署

サラリーマンやパートなどの給与所得者のかたは、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので改めて確定申告する必要はありませんが、次の要件に該当するかたは、確定申告が必要となります。

確定申告をしなければならないかた	確定申告をすると所得税が還付されるかた
①平成19年分の給与の収入金額が、2,000万円を超えるかた ②給与所得や退職所得以外の所得金額（不動産の貸付、満期保険金の受け取りなど）の合計額が20万円を超えるかた ③給与を2カ所以上からもらっているかた	①マイホームを住宅ローンなどで取得したかた ②病気や出産などで医療費が多くかかったかた ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けたかた ④年の途中で退職し、平成19年中に年末調整をされなかったかた
【申告にあたっての注意】 ・勤務先から交付された源泉徴収票や控除の種類に応じて領収書や証明書などが必要です。 ・還付金の受け取りは、ご本人名義預金口座への振込みになります。	

申告書は自分で書いてみましょう

申告書は、できるだけご自分で書いて提出してください。インターネットを使って申告書を簡単に作成することができます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内にしたがって金額などを入力し、プリンタを使って印刷したものを申告書としてそのまま税務署に提出することができます。

また、e-Tax（国税電子申告システム）で申告を行うと、最高5,000円の所得税の税額控除（平成19年分または平成20年分のいずれか1回）や、源泉徴収票などの添付書類の提出が不要（3年間は提示や提出を求められることがあります）などの利点があり便利です。

【ホームページアドレス】<http://www.nta.go.jp>

岐阜南税務署による出張還付申告受付・相談

税務署担当職員による住宅借入金等特別控除や医療費などの還付申告受付と贈与税の相談、申告受付を行います。平成19年中に住宅を新築されたかたで申告の必要なかたはぜひご利用ください。

【場 所】中央公民館 集会室

【日 時】平成20年2月7日（木）午前9時30分～午後3時30分

【問合先】税務課 ☎388-1112 岐阜南税務署 ☎271-7111